

訪問看護ステーションの事務職員雇用 人件費補助（初期費用）のご案内



管理者さんなどが
訪問に出る時間を
確保できるよう、
事務職員の雇用に係る
初期費用を助成します！



○補助内容は下記のとおりです。

補助対象経費	新規雇用する事務職員の賃金・法定福利費（最大6ヶ月分） ※通勤手当は対象内です。その他の各種手当、賞与等は対象外です。
補助率	1 / 2
補助上限額	678,000円

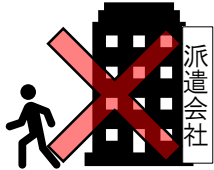
○概算払（前もって補助金を受け取ること）ができます！

※事業終了後に確定する補助金の額が概算払額を下回る場合は、差額分を返還していただきます。

○補助対象は、下記の条件をすべて満たす県内の訪問看護ステーションです。

- ・申請時点で事務職員がおらず、補助事業実施期間中に新たに事務職員を雇用する
- ・申請時点での保健師・看護師・准看護師の従業者数（常勤換算後）が5人未満である

○雇用の条件



派遣は対象外です。



法人内兼務はOKです。

※対象ステーションの従事割合が過半数である必要があります。また、ステーションでの勤務分の人件費のみが補助対象となります。

※元々法人で雇用していた事務職員をステーションに兼務をかける場合は対象外です。



補助事業終了後1年間は事務職員の雇用体制を維持してください。

○その他

本事業の補助期間は最大6ヶ月ですが、3月末までに事業実施期間が6ヶ月に満たなかった場合は、残りの期間について、令和2年度の補助事業が簡易申請できます。

例：令和元年度…1月～3月の3か月間補助事業を実施
→令和2年度…4月～6月の3ヶ月分の補助事業が申請可能

※令和2年度の本補助事業の予算が成立した場合に限ります。

詳しくは下記のホームページをご覧ください。（応募様式等がダウンロードできます）

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/vn_subsidy.html

問合せ先 福井県健康福祉部長寿福祉課介護サービスグループ
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0332